

# 多治見市勤労者センター指定管理者候補団体公募要領

多治見市では、多治見市勤労者センター（以下「センター」という。）について、多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）第 3 条に基づき、指定管理者による管理運営を行っています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月末をもって終了することから、センターの新たな指定管理期間となる令和 6 年 4 月 1 日以降の指定管理候補団体を募集します。

なお、指定管理者制度による管理運営については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- (3) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号）
- (4) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」という。）
- (5) 多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和 59 年条例第 5 号）
- (6) 多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 59 年規則第 16 号）
- (7) 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号）
- (10) 多治見市死者情報の開示に関する条例（令和 4 年条例第 30 号）
- (11) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (12) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (13) その他管理運営に適用される法令等

## 1 対象施設

### (1) 名称

多治見市勤労者センター

### (2) 所在地

多治見市幸町 1 丁目 54 番地

### (3) 設置目的

勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者が自発的に行う公益性ある活動の場を設け、勤労者の活動を支援するとともにその健全な発展の促進に寄与することを目的とする。

### (4) 施設概要

ア 沿	革	昭和 59 年 3 月竣工（築 33 年）
イ 構	造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

- ウ 敷地面積 2,479 m<sup>2</sup>
- エ 延べ床面積 550 m<sup>2</sup> (1階: 331.33 m<sup>2</sup>、2階: 218.67 m<sup>2</sup>)
- オ 駐車場 30台 (650 m<sup>2</sup>)
- カ 施設内容 1階: 会議室A・会議室B・会議室C・小研修室・事務室・炊事場  
2階: 大研修室

(5) 管理施設

- 多治見市勤労者センター敷地内建物
- 多治見市勤労者センター駐車場
- 多治見市勤労者センター敷地内の外構及び植栽

(6) 利用実績 (過去3年)

	会議室A		会議室B		大研修室	
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
令和2年度	2,713人	28.6%	10,485人	48.5%	10,531人	50.2%
令和3年度	2,726人	27.6%	1,218人	18.1%	7,199人	42.2%
令和4年度	2,901人	24.8%	1,175人	20.0%	7,944人	41.6%

※令和2年度 会議室Bの利用者数は学童利用者を含む

(7) その他

- ・部屋の配置等については、10頁の平面図を参照のこと。

## 2 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

- ア 月曜日
- イ 12月29日から翌年の1月3日

(3) 開館時間及び休館日の変更

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更、又は臨時に休館日を定めることができます。

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) センターの使用許可に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。
- (4) 前記1(3)に掲げる設置目的のために必要な事業を行うこと。

(5) その他「多治見市勤労者センター指定管理者仕様書」のとおり。

#### 4 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

#### 5 使用料

施設の使用料は、市の収入となります。

#### 6 申請資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）。

(2) 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

ア 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の団体

イ 施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体

ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後、2年を経過していない団体

エ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあたっては、該当団体の代表者が該当する場合を含む。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

#### 7 公募要領の配布

(1) 配布場所

多治見市役所経済部産業観光課（以下「産業観光課」という。）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地（本庁舎1階）

電話番号 0572-22-1252

(2) 配布期間

令和5年6月1日（木）から同年6月30日（金）まで。ただし、土・日は除く。

(3) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(4) 配布方法

上記配布場所にて直接配布します。

その他、多治見市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードできます。

(5) 配布書類

ア 多治見市勤労者センター指定管理者候補団体公募要領（本書）

イ 多治見市勤労者センター指定管理者候補団体仕様書

## 8 現地説明会

現場の状況等について、次のとおり説明会を開催します。参加を希望する団体は、令和5年6月8日（木）午後5時までに産業観光課に連絡してください。なお、本現地説明会に参加しなくても、指定管理者の申請はできます。

(1) 日時

令和5年6月15日（木）午後 3時

(2) 場所

多治見市幸町1丁目54番地

多治見市勤労者センター 会議室B

(3) 内容

業務内容、施設説明 他

(4) その他

参加人数は、1団体3人まで。

## 9 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

- ・ 建設工事竣工図
  - ・ 関係規程（ホームページでも閲覧できます） 等
- ※ただし、個人情報に記載された資料等は除く。

(2) 閲覧期間

令和5年6月 1日（木）から 6月 30日（金）まで ※ただし土・日は除く。

(3) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

(4) 閲覧場所

産業観光課

(5) 留意事項

ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ産業観光課へ連絡し、予約の上閲覧してください。

イ 資料の持ち出しは禁止とします。

なお、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器等による複写は可とします。

ウ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。

## 10 質問

(1) 提出期限

令和5年6月8日(木) 午後5時必着

(2) 提出様式

任意様式

(3) 提出方法

文書にて産業観光課へ持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。その際、連絡先(住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス)について、必ず記載してください。また、口頭による質問は受け付けません。

(4) 回答方法

質問の回答は、その都度文書により質問者に回答します。

提出期限までに提出された全ての質問内容及び回答については、6月15日(木)までにホームページ上で公開します。

## 11 申請の手続

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(手続規則「別記様式第1号」)
- イ 指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書(市からの指定管理に係る委託料をそれぞれ明記してください。)
- ウ 団体の令和5年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- エ 団体の令和4年度及び令和3年度の収支決算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- オ 団体の令和4年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- キ 現に行っている業務の概要、団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- ク 定款、寄付行為、規約又はこれらに相当する書類
- ケ 法人にあっては登記簿謄本、非法人にあっては代表者の身分証明書
- コ 手続規則第3条第1項第1号及び第2号に該当していない旨を記載した誓約書(手続規則「別記様式第2号」)
- サ 国税及び地方税に関して、滞納がないことを証明する書類

(2) 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 提出期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金) ※ただし土・日は除く。

(4) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(5) 提出方法

直接産業観光課へ持参してください。郵送は不可とします。

(6) 申請に関する費用負担

申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(7) 申請書類等の著作権及び公表等

申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、申請書類は複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(8) 申請書類等の修正

申請書類等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

## 12 指定管理者候補団体の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づき申請資格を確認のうえ、7月下旬開催予定の多治見市産業・観光・駐車場指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル方式により審査・選定を行います。なお、プロポーザル審査の詳細につきましては、後日連絡します。

(2) 審査基準

ア 提案全体について

イ 施設管理について

ウ 収支計画について

エ 申請団体について

※審査項目及び配点は次のとおりです。なお、合計得点が6割に満たない場合は不合格となります。

審査項目		配点
1 提案全体について		30点
①	仕様書の事業内容の趣旨に沿っており、勤労者等の参加促進を期待できる内容であるか	10点
②	自主事業の計画に積極性がみられるか	5点
③	事業等の周知・PR計画は積極的な内容であるか	5点
④	サービス向上を図るための工夫はされているか	5点
⑤	利用者からの意見・要望・苦情等を、管理運営等に反映させることができる体制であるか	5点
2 施設管理について		30点
①	人員配置計画は適切になされているか	10点

②	施設の適切な維持・管理及び安全管理が図られているか	10点
③	環境コストの低減（ごみの減量化や省エネルギー）は図られているか	5点
④	管理経費の縮減が図られているか	5点
3 収支計画について		15点
①	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	10点
②	収支予算書は適正であり、実現可能か	5点
4 申請団体について		25点
①	団体の経営状況または運営状況は安定しているか	10点
②	施設管理に必要な知識、資格、実績を有するか	10点
③	個人情報の適正な取扱いに対する措置は適切になされているか	5点
合 計		100点

※上記審査項目について、提案書中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案書事項の末尾に『審査項目1-①』、『審査項目1-②』等と記載してください。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年8月上旬を目途に申請者全員に通知します。

(4) 選定結果の公表

選定委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点をホームページ上で公表します。

(5) その他の留意事項

ア 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件申請についての接触（現地説明会等正当な行為を除く。）を禁じます。

接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

イ 重複申請等の禁止

ひとつの団体等が複数の申請をすることはできません。

ウ 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

(ウ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合

(エ) その他不正な行為があった場合

### 13 管理にかかる委託料

(1) 管理に係る委託料の額

指定期間3年間の管理に係る委託料の上限額は31,328,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、収支予算書に記載された金額を参考に協定で定めます。

また、指定期間中の増額は認められませんので、留意の上、事業計画と収支予算を立案して下さい。

参考：過去3年間の決算額

年度	R2	R3	R4
多治見市が支払った指定管理料	9,078,800円	9,409,333円	9,409,333円

(2) 委託料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき4半期ごとに前払いで支払います。

#### 14 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、多治見市議会の議決が必要です。

選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査において明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

#### 15 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときには、必ず産業観光課に辞退届を提出してください。

選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。

万一、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、前記12の申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）。

ア 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。



- カ 要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

## 16 その他（留意事項）

### （1）指定の取消しに伴う損害賠償

市長が管理業務を継続することが適当でないとするときは、市長は指定を取り消すことができます。

この場合、指定管理者の損害に対し、市は賠償しません。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

### （2）事務及び事業の引継ぎ

指定管理者として指定された後、指定管理業務開始前に、統括責任者就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間センターにて研修並びに事務及び事業の引継ぎを行います。

なお、令和6年3月31日以前に引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

## 17 問い合わせ先

多治見市役所 経済部産業観光課  
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地  
電話番号 0572-22-1252  
FAX番号 0572-25-3400  
E-mail : sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

多治見市勤労者センター 平面図

